

・解答

	借方科目	金額	貸方科目	金額
1	当座預金	60,000,000	資本金	30,000,000
			資本準備金	30,000,000
	株式交付費	1,000,000	現金	1,000,000
2	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
3	売掛金	7,000,000	買掛金	3,000,000
	仕入	5,000,000	現金	10,000,000
	のれん	1,000,000		
4	(試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)			
5	法人税等	400,000	仮払法人税等	250,000
			未払法人税等	150,000

・解説

1. 増資時の新株発行に関する問題です。

まず、今回新たに発行する株式数の計算については、発行可能株式総数 2,000 株から発行済み株式数 500 株を差し引いて算定するだけですので特に問題はないと思います。

次に、本問のように「会社法における最低限度額を資本金に計上した」という指示がある場合は、払込金額総額から資本金組み入れの最低額（＝払込金額の二分の一）を差し引いた額を資本準備金として処理します。

■会社法・445 条 2 項…前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

■会社法・445 条 3 項…前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

最低組み入れ額の規定は「できる」規定なので、必ずしも二分の一が強制されるわけではありません。特に指示がない場合は、原則どおり全額資本金に計上します。

また、株式交付費とは「会社設立後、新たに株式を発行するために要した費用」をいい、株主募集のための広告費や金融機関・証券会社への取扱手数料などがこれに該当します。

本問は、問題文に「増資のために要した手数料 円 1,000,000 については、現金で支払った」とあるので、支払手数料勘定ではなく株式交付費で処理します。

新株発行に関する問題は、第 114 回の問 1や第 120 回の問 2、第 122 回の問 1、第 130 回の問 4、第 131 回の問 4、第 133 回の問 4、第 137 回の問 4、第 140 回の問 1、第 143 回の問 3、第 146 回の問 4でも出題されているので、あわせてご確認ください。

2. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

3. 企業買収に関する問題です。

譲り受けた資産・負債をそのまま計上するとともに、受け入れた純資産と企業買収の対価との差額を**のれん**または**負ののれん発生益**で処理します。

- ・受け入れた純資産<企業買収の対価：借方に**のれん**（資産）を計上
- ・受け入れた純資産>企業買収の対価：貸方に**負ののれん発生益**（収益）を計上

本問の場合、受け入れた純資産が 9,000,000 円（=7,000,000 円+5,000,000 円-3,000,000 円）、企業買収の対価が 10,000,000 円なので、差額の 1,000,000 円を**のれん**で処理します。

なお、受け入れた商品は「仕入」ではなく「商品」や「繰越商品」で処理するするケースもあります。問題に列挙されている勘定科目を使って解答しましょう。

企業買収に関する問題は、第 150 回の間 3でも出題されています。あわせてご確認ください。

4. (試験範囲の改定により試験範囲外となったため削除)

5. 法人税等に関する問題です。

本問に限らず、日商簿記検定 2 級の第 1 問で出題される法人税等に関する仕訳問題は、必ず中間納付が絡んでくるので、先に中間納付時の仕訳を書き出してから解答すべき仕訳を考えましょう。

☆参考・中間納付時の仕訳

(借) 仮払法人税等 250,000 / (貸) 現金など 250,000

上記の中間納付時の仕訳を考慮したうえで、解答すべき仕訳を考えます。

具体的には、借方に計上されている仮払法人税等勘定を貸方に計上して相殺消去し、確定した法人税等の額（問題文で与えられます）を法人税等勘定を使って借方に計上し、貸借差額を未払法人税等勘定で処理します。

★解答・決算時の仕訳

(借) 法人税等 400,000 / (貸) 仮払法人税等 250,000
(貸) 未払法人税等 150,000

法人税等に関する問題は、第 102 回の間 2や第 107 回の間 2、第 112 回の間 3、第 113 回の間 3、第 119 回の間 4、第 122 回の間 5、第 136 回の間 2でも出題されているので、あわせてご確認ください。